

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和六年八月二日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年十月三十一日奈良県指令郡土第二一―一三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年七月十七日郡土第六八五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市有里町八六番及び八七番の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高知県高知市丸池町一番一―二五号 セゾンメルヴェーユ春D一〇一

上田昌義